

令和7月1月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多賀町長 久保 久良

市町村名 (市町村コード)	多賀町 (25443)
地域名 (地域内農業集落名)	大岡 (大岡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・区内の約5.2ha(内約1.0haは他所所有耕作者)は65歳以上の耕作者、約8.7haは(株)多賀穂に耕作委託。
- ・後継者のない小規模農家ばかりで、高齢化により順次耕作者は減少していく。地域内の農業者で耕作を続けることは困難である。
- ・設備投資もままならない小規模農家の現状では、離農せざるを得ない状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域内の農家は小規模農家のため水稻のみ生産している。将来についても、水稻のみの生産を続けることが現実的である。
- ・集落外の認定農業者に農地を集積・集約していく方法が現実的である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

大岡における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を地域計画のエリアとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・目標地図を見直しながら集落外の認定農業者に農地の集積・集約化を進めていきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・所有者の意向を踏まえながら農地中間管理機構の活用を考えていきたい。
(3)基盤整備事業への取組方針
・集落の大規模、大区画化を推進していきたい。 ・基盤整備を令和30年には計画したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・多賀町全域での多様な経営体制を構築し、町、JAと連携をとり将来の圃場保全を進めて行きたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・防除作業はJAの支援を受けて取り組んでいきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①猿害、鹿害を防ぎつつ捕獲人材を確保していく。
 ②環境こだわり米の作付けに引き続き取り組む。
 ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業により地域農業の保全活動を行う。